

## 税理士試験科目の免除を希望する方々へ

税理士試験は、「会計学に属する科目（簿記論及び財務諸表論）」の2科目と「税法に属する科目」のうち受験者の選択する3科目について行われますが、大学院に進学し、そこで授与された修士の学位の取得等により「会計学に属する科目」又は「税法に属する科目」が一部試験免除されることとされています。各受講生は当大学院社会科学研究所での受講を通じて「会計学に属する科目」の免除については経営学専攻において、「税法に属する科目」の免除については経済学専攻において、それぞれ所定の科目を受講することにより、免除申請が可能になります。

税務及び会計のプロフェッショナルである税理士が職務を行うに際しては、単に税や会計の知識のみならず、幅広い教養と処理困難事例に対処できる論理的な思考能力、判断能力や顧客に的確に理解できるような説明能力、文書作成能力が求められます。当社会科学研究所では、各講座において少人数によるアクティブラーニングを主体とした各種講座や大学院の総仕上げである修士論文の指導を中心に行う研究指導の講座があります。受講生はこうした講座を通じて職業会計人としての税理士に求められ能力の育成に努めることができます。

将来税理士を目指す方の大学院の進学に関しては、試験科目免除を主たる目的とする方が多いですが、大学院では特に修士論文の作成に向けて、会計や税に関する問題意識を醸成し、教員からの指導を受けつつも自分自身で関心あるテーマを見つけ、計画を立て、リサーチ等論文作成に向けた作業を実行する必要があります。こうした自分自身が主体となって行う研究活動はあまりこれまでの学習環境で経験することは少なく苦勞しますが、将来税理士としての職務に役立つのではないかと思います。当大学院では会計や税に関して意欲をもって研究したい学生を求めています。

なお、社会科学研究所には他専攻推薦入試制度があり、経営学専攻と経済学専攻の2つ専攻を一方の専攻を優秀な成績で終了した後、他方の専攻に再度推薦により入学し（この場合所定の単位が認定される可能性があります。）、他方の専攻を修了することにより、「会計学に属する科目」と「税法に属する科目」の両方について一部試験免除を受けることも可能です。

詳しい内容や、質問等については下記までお問い合わせください。

**E-mail/ [social-jimu@nanzan-u.ac.jp](mailto:social-jimu@nanzan-u.ac.jp) Phone/ 052-832-4341**

〈経営学専攻会計学担当〉

野口先生からのメッセージ

社会科学研究所経営学専攻で「財務会計論」「研究指導」を担当しています。「会計学に属する科目」の一部試験免除を受けるためには、修士論文の内容が、(1)簿記論、(2)財務諸表論、(3)原価計算論、(4)会計監査論のいずれかに関係する研究として国税審議会から認定される必要があります。研究指導では、わが国の会計基準の中から院生が興味・関心をもったテーマを選び、国際会計基準などと比較しながら修士論文の完成を目指しています。

〈経済学専攻租税法研究担当〉

湯淺先生からのメッセージ

社会科学研究科で「所得税法研究」「法人税法研究」「研究指導」の授業を担当している湯淺です。本大学院では、「所得税法研究」などの税法科目を履修することで、「税法に属する科目」の一部試験免除を受けるための認定に必要な4単位以上の修得が可能です。また、税法をテーマとした修士論文を執筆することで、国税審議会への免除申請を行う要件を満たすことができます。夜間を中心とした少人数の授業を実施し、活発な議論を通じて租税についての研鑽をつんでいます。税理士を志望される皆さんに興味を持っていただければ幸いです。